

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日部市長

市町村名 (市町村コード)	春日部市 (11214)
地域名 (地域内農業集落名)	内牧地域 (四方谷、三堂半縄、高野山口、上原、内原、下原、大道、立山、谷向、坊荒、塚内)
協議の結果を取りまとめた年月日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、田が約27.05ha、畑が約98.77haであり、春日部市の特産品である梨をはじめとした果樹の生産がされている市内屈指の果樹生産地である。  
水稲では認定農業者や地域内と近隣地区に農業法人があり、両者が地域内の水稲作付を担っている。課題として、水田の農地集約および圃場整備、畦畔除去等による区画の拡大があげられる。  
野菜や果樹生産においては農業者団体が地域内にあり、それらの生産に力を入れている。個々の農業者で農地を利用している状況にあるため、今後の課題としては畑の集約方法があげられる。  
しかし、現状ほかの地域と比べ担い手は多いものの、地域の農業者の半数以上が70歳以上であり、担い手不足が懸念される。高齢化は今後もさらに進むことが考えられることから、今後地域を支える若手の担い手の確保が急務である。  
【地域の基礎的データ】  
農業者数:129人(うち70歳以上90人、70%)、中心経営体数:18人(うち認定農業者11人、地区外認定農業者1人、基準到達者4人、農業生産法人1人、地域外基準到達者1人)  
主な作物:水稲、野菜、果樹

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稲においては、現状の自作希望農業者の農地利用を維持しつつ自作希望農業者からの農地貸付意向ができた際には認定農業者や農業法人へ農地を集積・集約していく。野菜や果樹においては、現在観光農園や直売など様々な形で農産物を販売しているため、今後も同様の形でさらなる発展を目指していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125.82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の自作農業者による農地利用を維持しつつ、各農業者の意向の変化に対応できるよう持続的な話し合いを継続しながら認定農業者や法人等への農地を集積・集約化を段階的に進めて行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
なるべく多くの農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。その際、所有者の貸付意向時期にも配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内農地において、担い手への経営意向を踏まえ、農地の集積・集約や地域の実情に沿った畑の基盤整備も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手の確保・育成については、法人化の意向なども含め地域の意向を踏まえながら、市及びJAと連携し検討する。また、地域外の担い手参入や新規就農者の受け入れについても視野に入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の作業効率化や遊休農地の発生防止を図るため、適宜必要となる作業について、農業支援サービス事業者等の作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<b>【選択した上記の取組方針】</b>				
⑤内牧地区は果樹などの産地として栄えてきたので、今後も畑を果樹の産地として継承していくことが重要である。そのために、後継者の育成やさらなる栽培技術の発展などを目指し取り組む。				
⑦耕作が出来なくなった農地の解消を図るため、地域の中心経営体である認定農業者や農業法人に農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を図り、農地としての維持管理を進める。				